

【ポスター発表】

自立支援センターにおける「新たな」自立支援の可能性

—就労自立の特化とは異なる視点から自立支援センターの存在意義を検証する—

○ 武蔵野大学 氏名 櫻井 真一 (9020)

キーワード：路上生活者 自立支援センター 就労自立

1. 研究目的

自立支援センターは、最大6か月という利用期限の中で入所者が路上生活からの就労自立を目指す施設である。先行研究では、「就労自立率」や「就労自立者数」という事業目的を軸に据えながら、自立支援センターに対する事業評価、入所者の大半が事業目的とは異なるニーズを有するという課題点、支援を通して就労自立に至る者の傾向に関する分析が主であった。令和元年末より拡大したコロナ禍は、数年にわたり雇用情勢を悪化させ多くの人々を労働市場から退出をさせた。このことは自立支援センターの早期「就労自立」という事業目的の実現を更に困難にさせた。そこで、本研究は自立支援センターの存在意義を「就労自立」とは異なる「新たな」視点から捉える必要性を示すことを目的とした。

2. 研究の視点および方法

国の定める「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」（2018）では、「ホームレスの就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ...就業の機会の確保が最も重要であるが、同時に安定した居住の場が確保され、地域で自立した日常生活の継続可能となる環境づくりも必要である」とされている。従来までは、「就業の機会の確保が最も重要」という点が重視されていたが、本研究は「安定した居住の場が確保され、地域で自立した日常生活の継続可能となる環境づくり」の視点から検証する。

研究方法は、筆者が実施した自立支援センターを対象としたケース記録の分析及び就労自立より退所した元利用者に対するインタビューの調査結果の再分析から、自立支援センターの利用者の視点から見た「自立支援センターを利用した意義」を明らかにする。また、「就労自立」を主目的としない自立支援センターの事業である巡回相談（アウトリーチ）・地域生活継続支援（アフターケア）事業、支援付地域生活移行事業の概要を概観し、自立支援センターを利用した人が「安定した居住の場が確保され、地域で自立した日常生活の継続可能となる環境づくり」の支援において「自立支援センターを利用した意義」を具体化するためにこれらの事業がどのように発展していくことが必要となるのか、あるいは直面する課題を検証する。

3. 倫理的配慮

本研究のインタビューによる調査や結果の利活用は、武蔵野大学人間科学部倫理審査委員会の承認（審査申請番号：29016 及び 30014）を得ている。対象者には、プライバシー

一保護のための説明を行い研究成果の公表について同意を得ている。また、特定化を避けるため匿名化をしている。本発表に対し調査対象である自立支援センター、運営法人、インタビュー回答者を含め開示すべき利益相反（COI）はない。

4. 研究結果

従来の自立支援センターにおける支援実績は「就労自立」の人数や割合という事業目的を中心に議論されていたが、それらの議論から「離れる」ことにより、事業の背景に存在する「ソーシャルワークの支援」に注目する意義を示した。また、「就労自立」への特化が支援への制約となる側面も指摘できる。例えば、地域生活継続支援事業（アフターケア）事業は、自立支援センターを就労自立退所した人が対象だが、その後の事情により生活困窮に直面した際に再び路上に戻ることを防ぐ役割を果たしている。一方、自立支援センターにおける「自立困難」者は自立支援センターの支援による「就労自立」の想定が困難なだけであり、地域生活継続支援の支援内容を用いることによりこれらの人に合った支援は可能ではないか。また、「集団生活が苦手」などの点から支援に消極的だった人も支援付地域生活移行事業の利用を想定することにより自立支援センターという施設を経ずに路上から地域生活へという支援の道筋ができるのではと考えられた。これらの支援策の発展や利用拡大は、これまでの「自立困難」者に加え、新たな「自立困難」者（コロナ前までは就労自立の想定が可能だった層）も含めた支援策として考えられた。さらに、元利用者が語る自立支援センター利用の意義は、「生活や物事に対する認識の変化」「変化を促進する関わり」というエンパワメントの視点に基づく職員との支援関係の側面であった。

5. 考察

自立支援センターは「就労自立」に特化した支援施設であるため、施設が持つ様々な支援策の活用は「就労自立の見込み」が条件となる。だが、現在の就労自立率を前提に考えると、活用可能な様々な支援策があるにも関わらず活用されていない資源が潜在的に存在するのではないかと考えられた。自立支援センターの自立支援事業が「就労自立」の特化から「日常生活自立」「社会生活自立」との並列したものに変化するならば、例えば自立支援事業にて自立支援住宅を日常生活や社会生活のスキルやサポートの必要な程度を把握する手段として「自立困難」な人の支援策に活用できるかもしれない。更に重要となるのは、各事業の利用の拡大・発展のみならず「利用者と職員」との支援関係がどのように展開され、利用者のエンパワメントが促進されているのかを明らかにすることである。これらは、今後の研究上の課題であり、同事業に従事する自立支援センターの職員や利用者への調査等の実施を通じて更に検証を進めたい。

ⁱ 厚生労働省ホームページ「ホームレスの自立の支援に関する基本方針（平成30年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第2号）」2018年、7～8ページ。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000485229.pdf>